

独立行政法人自動車事故対策機構介護料支給業務実施規程

平成15年10月1日

機構規程第23号

改正	平成18年	9月28日	平成18年機構規程（援護）第6号
改正	平成19年	3月26日	平成19年機構規程（援護）第3号
改正	平成20年	3月19日	平成20年機構規程（総務）第5号
改正	平成22年	3月8日	平成22年機構規程（援護）第1号
改正	平成22年12月22日		平成22年機構規程（援護）第10号
改正	平成23年	8月23日	平成23年機構規定（援護）第5号
改正	平成26年	3月20日	平成26年機構規程（援護）第2号
改正	平成27年	2月17日	平成27年機構規程（援護）第16号
改正	平成27年	3月31日	平成27年機構規程（援護）第24号
改正	平成28年	3月29日	平成28年機構規程（援護）第12号
改正	平成31年	3月25日	平成31年機構規程（援護）第11号
改正	令和元年	6月27日	令和元年機構規程（援護）第21号
改正	令和2年	3月19日	令和2年機構規程（援護）第8号
改正	令和4年	2月21日	令和4年機構規程（援護）第2号
改正	令和4年	3月9日	令和4年機構規程（援護）第4号
改正	令和6年	3月25日	令和6年機構規程（援護）第22号
改正	令和7年	4月4日	令和7年機構規程（援護）第16号

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号。以下「機構法」という。）、独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令（平成15年国土交通省令第106号。以下「機構省令」という。）及び独立行政法人自動車事故対策機構業務方法書（平成15年機構規程第1号。以下「業務方法書」という。）の規定に基づき、機構法第13条第4号に規定する介護料支給業務の実施に関し必要な事項を定め、もって当該業務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（支給種別）

第2条 介護料は、業務方法書第9条の規定により、同条に定める受給資格者に対し、次の各号に掲げる種別に応じて支給し、受給資格者のうち自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号。以下「自賠令」という。）別表第一に定める第一級又は第二級の認定を受けていないものについては、事故後18ヶ月以上経過し、障害症状が固定したものに対して支給する。

(1) I種受給資格者

自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を生じ、常に介護を必要とする者であって、次のいずれかに該当するもの。

- イ 自賠令別表第一に掲げる介護を要する後遺障害等級（以下「後遺障害等級」という。）第一級に認定された者
- ロ 後遺障害等級の認定を受けていない者（本規程において後遺障害等級認定通知書の紛失者を含むものとする。）であってイと同程度の傷害を受けたと認められるもの

(2) 特I種受給資格者

前号に掲げる者のうち、脳損傷を生じたもの（以下「脳損傷者」という。）であって次のイからへに該当するもの、並びに高位の頸髄に横断損傷を生じたものであって四肢体幹の運動及び知覚に完全麻痺があり、かつ、人工介添呼吸が必要な状態であって、次のイからハに該当するもの

- イ 自力移動が不可能である。
- ロ 自力摂食が不可能である。
- ハ 尿尿失禁状態にある。
- ニ 眼球はかろうじて物を追うこともあるが、認識はできない。
- ホ 声を出しても、意味のある発言はまったく不可能である。
- へ 眼を開け、手を握れというような簡単な命令にはかろうじて応ずることもあるが、それ以上の意思の疎通は不可能である。

(3) II種受給資格者

自動車事故により脳、脊髄又は胸腹部臓器に損傷を生じ、随時の介護を必要とする者であって、次のいずれかに該当するもの

- イ 後遺障害等級第二級に認定された者
- ロ 後遺障害等級の認定を受けていない者であってイと同程度の傷害を受けたと認められるもの

2 前項において、平成14年3月31日以前の自動車事故による被害者のうち、自動車損害賠償保障法施行令等の一部を改正する政令（平成13年政令第419号）による改正前の自賠令別表の等級が第一級3号又は4号に認定されたものについてはI種受給資格者、第二級3号又は4号に認定されたものについてはII種受給資格者とする。

3 機構法第13条第4号、機構省令第31条第1項及び業務方法書第9条の規定により、機構法第13条第3号に規定する施設又はこれに類する施設として業務方法書第9条第2項に規定する施設に収容されている者、及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による介護補償給付若しくは介護給付又はその他の給付であって介護料に相当するものとして業務方法書第9条第3項に規定する給付を受けている者は、第1項の受給資格者から除かれる。

4 前項の場合において、業務方法書第9条第2項第5号に規定する「その他後遺障害が存するため治療及び常時の介護を必要とする者を収容する施設であって、受給資格者の家族等による介護を要しないもの」には、機構法第13条第8号に基づく重度脊髄損傷者受入環境整備事業（モデル事業）を受託する施設及び受給資格者の家族等による介護を要しない病院又は診療所を含むものとする。

5 第3項の場合において、業務方法書第9条第3項第4号に規定する「その他介護を必要とする後遺障害をもたらす傷害を受けた者に対する給付であって、介護に要する費用を支弁する目的で給付されるもの」は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成7年法律第35号）附則第8条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第7条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）第8条の規定による介護料

(2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）

(4) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に限る）

(5) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定による損害の補償（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の規定による介護補償に相当するものに限る）

(6) 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和32年法律第143号）の規定による介護補償

(7) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和27年法律第245号）の規定による介護給付

(8) 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）の規定による介護給付

(9) 証人等の被害についての給付に関する法律（昭和33年法律第109号）の規定による介護給付

（認定）

第3条 前条に掲げる受給資格者に該当するものとして介護料の支給を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、その受給資格について理事長の認定を受けなければならない。

（認定の申請及び調査）

第4条 前条の規定による認定の申請は、対象者、対象者の配偶者又は対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で当該受給資格者の生

計を維持するもの（ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。以下「対象者等」という。）が、介護料受給資格認定申請書（様式第1号）を理事長に提出することによって行わなければならない。

2 前条の申請を行った場合には、対象者等は、次に掲げる書類を速やかに提出するものとする。ただし、対象者等が書類を添付できない場合において、必要な事項が立証され得ると理事長が認める場合は、他の書類の添付により代えることができるものとする。

(1) 後遺障害等級の認定を受けている対象者については、次に掲げる書類。

- イ 後遺障害等級を証する書類の写し
- ロ 対象者の戸籍の謄本
- ハ 対象者の属する世帯全員の住民票の写し
- ニ 第9条に規定する年間所得額を証する書類
- ホ その他特に必要と認める書類

(2) 後遺障害等級の認定を受けていない対象者については、次に掲げる書類。

- イ 対象者に係る自動車事故を証する書類
- ロ 当該自動車事故直近の時点での対象者の診断書（事故により傷害を受けた部位及び傷害の程度がわかるもの）
- ハ 事故後18ヶ月以上経過し障害症状が固定した状態での対象者の重度後遺障害に関する医師の診断書（別に定める様式（以下「指定様式」という。）によるものとする。）
- ニ 対象者の戸籍謄本
- ホ 対象者の属する世帯の全員の住民票の写し
- ヘ 第9条に規定する年間所得額を証する書類
- ト その他特に必要と認める書類

(3) 第1号に掲げる者又は既にI種受給資格者としての認定を得ている者が特I種受給資格者としての認定を希望する場合には、第1号の書類に加え、第2条第1項第2号に規定する要件への該当性に関する医師の診断書（指定様式）を提出しなければならない。

3 主管支所長は、前項第1号及び第2号に規定する申請書類に不備等があった場合は補正を対象者等へ指示することとし、3ヶ月以内に補正が完了しない場合は、申請書類を対象者等に返却するものとする。

4 理事長は、第1項の規定による申請がなされた場合には、対象者が第2条第3項に該当していないことなどを確認するため、必要な調査を行うものとする。

（認定の審査）

第5条 理事長は、前条第2項第2号又は第3号による申請に係る対象者が、受給資格者に該当するか否かについて、医師の判断を求める必要があると認めるときは、重度後遺障害認定審査委員会の委員の意見を聴くものとする。

(認定の通知)

第6条 理事長は、第3条の規定により対象者の受給資格を認定したときは、当該対象者に係る申請を行った対象者等（以下「申請者」という。）に、介護料受給資格認定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(認定申請の却下通知等)

第7条 理事長は、対象者に受給資格がないと認めるときは、申請者に、介護料受給資格認定申請却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

(特I種受給資格者の再審査)

第8条 第3条の規定により特I種受給資格を認定された者のうち脳損傷者は、受給資格を認定された日が属する年度から起算して3年度毎に、特I種受給資格者に該当するか否かについて、再度の審査（以下「再審査」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定により再審査の対象となる者（以下「再審査対象者」という。）に係る申請者は、当該再審査対象者の第2条第1項第2号に規定する要件への該当性に関する医師の診断書（指定様式）を、再審査対象者となる年度の8月1日から8月31日までの間に、理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、再審査対象者が特I種に該当するか否かについて、医師の判断を求める必要があると認めるときは、重度後遺障害認定審査委員会の委員の意見を聴き、特I種に該当しなくなったと認められる再審査対象者の受給資格を変更するとともに、当該対象者に係る申請者に、介護料受給資格変更通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(所得額による支給停止)

第9条 機構省令第31条第2項の規定に基づき、介護料は、受給資格者、受給資格者の配偶者又は受給資格者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者であつて当該受給資格者の生計を維持するもの（以下「受給資格者等」という。）の年間所得額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。）が1,000万円を超えると認められる年にあつては、その年の9月から翌年8月までは、支給しない（以下「支給停止」という。）。)

2 前項の年間所得額は、対象者等又は受給資格者等のうち、前年（1月から5月までの間の申請にあつては、前々年）に最も多い所得があつたものの年間所得額により、その額を推定するものとする。

3 申請者は、別に定める届出書に前項に規定する受給資格者等の前年の年間所得額を証する書類を添えて、毎年6月15日から7月15日までの間に、理事長に届出なければならない。

(支給停止及び支給停止の解除)

第10条 前条の規定により介護料を支給停止するとき及び支給停止を解除するときは、申請者にその旨を通知するものとする。

(異動届)

第11条 受給資格者等は、次の各号の一に該当する事由があるときは、別に定める届出書にその旨を証する書類を添えて、速やかに理事長に届出なければならない。

- (1) 受給資格者が第2条第3項の規定に該当することとなったとき。
- (2) 受給資格者が死亡したとき。
- (3) 受給資格者及び申請者が氏名若しくは住所を変更したとき又は申請者を変更したとき。
- (4) 受給資格者等のうち前年の年間所得額の最も多いものに変更になったとき。
- (5) 介護料の振込口座を変更したとき。

(受給資格の確認)

第12条 理事長は、必要があると認めるときは、受給資格者等に対して受給資格の有無の確認等に必要な書類を提出させ若しくは受給資格者に地方委員の診断を受けさせ、又は機構職員をしてこれらの事項に係る調査を行わせることができる。

(受給資格の喪失)

第13条 理事長は、第11条第1号若しくは第2号に係る届出又は前条に規定する確認等により、受給資格者が受給資格を喪失したと認めるときは、介護料受給資格喪失通知書(様式第5号)を受給資格者等に交付するものとする。

(介護料の支給額)

第14条 介護料は、業務方法書第10条の規定に基づき、次の各号の種別に応じた額を、月を単位として支給する。

- (1) I種受給資格者については、介護に要する費用として支出した額を月額177,950円を上限として支給する。ただし、介護に要する費用を支出していない場合又は介護に要する費用として支出した額が月額85,390円に満たない場合は、一律定額として月額85,390円を支給する。
- (2) 特I種受給資格者については、介護に要する費用として支出した額を月額226,330円を上限として支給する。ただし、介護に要する費用を支出していない場合又は介護に要する費用として支出した額が月額99,810円に満たない場合は、一律定額として月額99,810円を支給する。
- (3) II種受給資格者については、介護に要する費用として支出した額を月額88,980円を上限として支給する。ただし、介護に要する費用を支出していない場合又は介護に要する費用として支出した額が月額42,700円に満たない場合は、一律定額として月額42,700円を支給する。
- (4) 受給資格者が短期間の治療及び養護を受けることを目的として病院、診療所その他の施設に滞在した場合(以下「短期入院・入所」という。)は、当該滞在に係る次条に規定する費用を年間45万円かつ年間45日を上限として支給する。ただし、1回の入院・入所期間は、リハビリテーションによる治療を受けることを目的とした場合は

原則として2日以上30日以内、その他の治療及び養護を受けることを目的とした場合は原則として2日以上14日以内とし、9月から翌年の8月までの期間を年間として算定する。

(介護に要した費用の額)

第15条 業務方法書第10条及び前条各号に規定する費用として支出した額（以下「介護に要した費用の額」という。）は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる訪問介護等在宅介護サービスの利用及び介護用品の購入等について、それぞれ当該月分として自己負担した額。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する自立支援給付に伴い自己負担した額及び同法第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を図るための用具であって厚生労働大臣が定めるものの給付に伴い自己負担した額を除く。

イ ホームヘルプ

ロ 訪問入浴

ハ 訪問看護

ニ 訪問リハビリ

ホ デイサービス（通所介護）

ヘ 別に定める介護用品の購入及び修理

(2) 短期入院・入所の室料差額負担金及び食事負担金として自己負担した額のうち1日当たりに換算して1万円を上限とした額に、入退院・入退所時の患者移送の費用及び短期入院・入所利用時に前号に掲げた訪問介護等在宅介護サービスで平素利用しているヘルパー、家政婦又は看護師の付き添いに要した費用として自己負担した額を加えた額。

(支給対象期間及び支給期月)

第16条 介護料支給の対象となる期間は、第4条の規定による認定の申請があった日の属する月から介護料を支給すべき事由が消滅した日の属する月までとし、3月、6月、9月及び12月を支給期月とする。

(介護料の請求及び支給)

第17条 申請者は、各支給期月の7日までに、前支給期月から前月までの期間における介護に要した費用の額を証する書類を添付した請求書を、理事長に提出しなければならない。ただし、一律定額の支給を受けようとするときは、書類の添付は要しない。

2 機構は、前項の請求を踏まえ、年度予算の枠内において支給額を決定し、介護料を支給する。ただし、支給期日以前に支給すべき事由が消滅した場合及び理事長が特に必要があると認めた場合は、支給期月でない月であっても介護料を支給することができる。

3 理事長は、支給額を決定したときは、これを受給資格者等に通知するものとする。

4 介護料の支給は、申請者の指定する銀行その他の金融機関（本項において都市銀行、

地方銀行、信用金庫、労働金庫、信用（協同）組合及び農業協同組合をいう。）の普通預金口座又は郵便貯金銀行の振替口座に、支給額を振り込むことにより行うものとする。

（主管支所の経由）

第18条 申請者又は受給資格者等は、第4条に規定する介護料受給資格認定の申請に係る書類、第8条に規定する再審査に係る書類、第9条に規定する所得額の届出に係る書類、第11条の届出に係る書類及び第12条に規定する受給資格の確認に係る書類並びに前条に規定する介護料の請求に係る書類（以下「関係書類」という。）を理事長に提出する場合は、当該対象者又は受給資格者の住所地を管轄する支所（以下「管轄支所」という。）を所轄する主管支所を経由しなければならない。

（申請書等の審査、調査及び進達）

第19条 主管支所長は、関係書類を受理したときは、所定の事項についての審査並びに第4条第4項及び第12条の規定による必要な調査を行うとともに、第5条及び第8条第3項の規定による地方委員の意見を付して、速やかに、理事長に進達しなければならない。

2 主管支所長は、前項に規定する審査、調査及び進達を行うに当たっては、管轄支所との連携を図るとともに、必要により本部関係部門に報告し協議を行うものとする。

（書類添付等の免除）

第20条 理事長は、関係書類の提出により証すべき事項が既に機構に提出された関係書類によって証されると認められるときは、当該書類の添付及び提出を免除することができるものとする。

（介護料支給の一時差し止め等）

第21条 受給資格者等が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、介護料の支給を一時差し止め、若しくは支給を打ち切り、又は既に支給した介護料の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(1) この規程に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により介護料の支給を受けていたことが判明したとき。

2 理事長は、前項の措置を執るときは、当該受給資格者等にその旨を通知するものとする。

（介護料システムによる申請等）

第22条 申請者又は受給資格者は、第11条第5号に規定する介護料の振込口座（受給資格者の口座に限る。）の変更の届出及び第17条第1項ただし書きに規定する一律定額の介護料の請求をするときは、介護料システムを使用して行うことができる。

（訪問支援等の推進）

第23条 主管支所長及び支所長は、業務方法書第19条第4号の規定に基づき被害者援護制度の周知に努めるとともに、同条第5号の規定に基づき受給資格者等に対する相談対応、在宅訪問等による支援（以下「訪問支援等」という。）を推進するものとする。

2 主管支所長及び支所長は、相互に的確に連携の上、次条に規定する被害者支援専門員、別に定める事故対策事業推進員（被害者保護担当）ほかの体制を活用し、受給資格者等のニーズを踏まえた訪問支援等の実施に努めるものとする。

（被害者支援専門員）

第24条 主管支所及び支所に被害者支援専門員（以下「コーディネーター」という。）を置く。

2 主管支所に置くコーディネーターのうち、理事長に指名される者は、介護料支給業務及びそれに附帯する業務を柱として、機構法第13条第3号から第6号までの規定及び同条第9号の規定に係る被害者援護業務のうち、専門的かつ高度な業務に専従するものとする。

3 コーディネーターの要件その他の必要な事項は、別に定める。

（適正な情報管理）

第25条 職員は、介護料支給業務及びこれに附帯する業務を通じて入手した個人情報等の適正な保管管理に努めなければならない。

2 主管支所長及び支所長は、前項の規定が確実に実施されるよう、組織管理を的確に行うものとする。

（実施細目）

第26条 この規程の実施について必要な細目は、別に定める。

附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附則（平成18年機構規程（援護）第6号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

第2条 （削除）

附則（平成19年機構規程（援護）第3号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（短期入院（入所）の特例）

第2条 第8条第4号の規定は、前条施行期日以降に終了する短期入院（入所）から適用する。

附則（平成20年機構規程（総務）第5号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成22年機構規程（援護）第1号）

この規程は、平成22年3月15日から施行する。

附則（平成22年機構規程（援護）第10号）

この規程は、平成22年12月22日から施行する。

附則（平成23年機構規程（援護）第5号）

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

附則（平成26年機構規程（援護）第2号）

第1条 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 「独立行政法人自動車事故対策機構の介護料の受給資格者等に対する精神的支援実施要項」（平成20年3月19日 平成20年機構規程（総務）第5号）は、この規程の施行をもって廃止する。

（高次脳機能障害の特例）

第2条 平成12年以前において、自動車損害賠償保障法施行令等の一部を改正する政令（平成13年12月21日政令第419号）による改正前の自賠令第2条第1項第2号ロからニの規定により、同令別表の第1級に応ずる同表に定める金額の保険金が支払われる者と認定された脳損傷者であつて、高次脳機能障害を評価の対象としたものが、第2条第1項第1号ロ又は同項第3号ロに該当するものとして介護料の支給を受けようとする場合は、第3条に基づき、その受給資格について理事長の認定を受けなければならない。この場合において、第2条第2項の規定は、適用しないものとする。

2 前項の規定による認定の申請には、第4条第1項第1号に規定する提出書類に加え、高次脳機能障害に該当しているか否かに関する医師の診断書（指定様式）を提出しなければならない。

3 理事長は、第1項の認定に当たっては、前項の申請に係る対象者が受給資格者に該当するか否かについて、重度後遺障害認定審査委員会の委員の意見を聴くものとする。

附則（平成27年機構規程（援護）第16号）

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附則（平成27年機構規程（援護）第24号）

この規程は、平成27年3月31日から施行する。ただし、第15条第1項第2号の規定は、平成27年6月1日以降に支出した当該費用を対象として、適用する。

附則（平成28年機構規程（援護）第12号）
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成31年機構規程（援護）第11号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和元年機構規程（援護）第21号）
この規程は、令和元年7月1日から施行する。

附則（令和2年機構規程（援護）第8号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和4年機構規程（援護）第2号）
この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附則（令和4年機構規程（援護）第4号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年機構規程（援護）第22号）
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則（令和7年機構規程（援護）第16号）
この規程は、令和7年4月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。